

令和2年7月2日

会員の皆様へ

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の
人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）・（第13報）」
について

標記の件について、会員の皆様からお問い合わせやご意見をいただいております。いただいているお問い合わせやご意見自体はそれほど数多いものではありませんが、これらのお問い合わせやご意見は、多くの会員の皆様が感じておられることであろうと拝察しております。

このたびの「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）・（第13報）」の是非については、立場によってさまざまなご意見があることは承知をしておりますが、新型コロナウイルスの感染が拡大した地域はもとより、それ以外の地域でも運営に支障を来すほどの減収減益に直面している事業所は数多くあることも事実です。

通所系・短期入所系サービス事業所においても大幅な減収減益に陥っている事業所が数多く存在することが明らかになってきており、今後地域に必要な社会資源が損なわれないように、何らかの支援策（臨時的な取り扱い）は必要であるという認識を持っております。

一方で、利用者の利益を最優先に考え、利用者の権利を擁護することは、介護支援専門員の極めて重要かつ基本的な役割です。私たち介護支援専門員と連携して利用者の生活を支える事業所が、不適切な手続きを進めることがないことを願いますが、利用者や家族に対して一方的に算定を認めるように迫ったり、不明瞭な手続きで算定を行ったりすることがないように十分な注意を払っていただきますようお願いを申し上げます。事業者が適切な算定を進めようとしていると判断される場合は、必要に応じて理解促進についての支援もお願いを申し上げます。

また、会員の皆様から、説明責任の所在についてのご質問がありますが、第13報では「当該取扱いによる介護報酬の算定を行う事業所、居宅介護支援事業所のいずれにより同意取得を行っても差し支えなく、柔軟に対応されたい。」とあり、同意取得は居宅介護支援事業所が行う場合も可となっていますが、ここで言う同意取得とは同意した旨を聞き取ることで、説明とは異なるものと考えております。利用者の同意の前提となる説明は、算定する通所系・短期入所系サービス事業所が第一義的に適切に行うべきであり、介護支援専門員は利用者が本当に納得した同意なのかの視点に立ち、公正中立の立場で支援を行い、利用者の権利が損なわれない為にこそ介入すべきものと考えます。

利用者の権利を尊重し、懇切丁寧な説明を行ったうえで、利用者が真に納得されている場合は、当該事業所と連携し、適切な算定ができるように支援を行い、逆に利用者が納得していなければ、介護支援専門員として給付管理できない旨を伝え、事業所に利用者が納得できる懇切丁寧な説明を求めることが重要であろうと思います。

本件について介護支援専門員は、公正中立や利用者本位という介護保険の理念が損なわれないためのチェック機能や代弁機能を発揮する存在として、利用者とサービス事業所との関係性を踏まえ、まずは、説明の有無だけではなく、利用者の納得を優先して、優良な社会資源が維持されることも考慮し、ぜひとも、利用者が不利益を被らないようケアマネジメントの専門職としての対応していただきたいと思います。

以上